

岡山大学学会賞等受賞者表彰内規

〔平成21年 7月 1日〕
学 長 裁 定
改正 平成23年 2月10日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）第57条第2項及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）第49条の規定に基づき、学会等が制定する賞を受賞した学生（学則第44条から第49条まで及び大学院学則第40条から第45条までに規定する学生を除く。）を顕彰することを目的とする岡山大学学会賞等受賞者表彰（以下「学会賞等受賞者表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 申請は、自薦又は他薦とし、学会等が制定する賞を受賞の都度、別紙様式により、学長あて申請するものとする。ただし、受賞の日から6月を経過した申請は、原則として、受理しない。

2 学会以外の団体（外部団体に限る。）の制定する賞を受賞した場合は、当該団体及び受賞した賞の概要を説明する書類等を添付するものとする。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、学長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度、原則として、10月及び年度末に行う。

(事務)

第6条 学会賞等受賞者表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、学会賞等受賞者表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。